

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	<b>発 行</b> 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	<b>発 行 日</b> 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

規 則		ページ
◎高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例 施行規則の一部を改正する規則		1
告 示		
◎地方自治法第180条の2の規定に基づ く知事の権限に属する事務の委任 (行政管理課)		4
○道路の区域変更 (2件) (道 路 課)		4
○道路の供用開始 ( " )		4
○車両制限令第3条第1項第3号の規定 による道路の指定及び当該道路の通行 方法の定め ( " )		5
公 告		
○農用地利用配分計画の認可 (3件) (農地・担い 手対策課)		5
○高知県土地利用基本計画の変更 (用地対策課)		6
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)		6
その他		
○公営住宅法に基づく県営住宅等の管理 の代行 (住 宅 課)		6
○公営住宅法に基づく村営住宅等の管理 の代行 ( " )		7

規 則

高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第26号

高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成2年高知県規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1計測機器の項中

「 走査電子顕微鏡 」	1台	1時間につき2,400円		
「 二波長クロマトスキャナー 」	1台	1時間につき1,150円	、	
「 真円度測定機 」	1台	1時間につき1,260円	、	
「 振動試験装置（油圧） 」	1台	1時間につき1,890円	及び	
「 三次元デジタルライジングシステム 」	1台	1時間につき2,250円	を削り、	
「 三次元計測装置 」	1台	1時間につき780円	を	
「 非接触三次元形状測定装置（データ処理装置） 」	1台	1時間につき1,410円	を	
「 非接触三次元形状測定装置（データ処理装置） 」	1台	1時間につき1,410円	に改め、	
「 マイクロビッカース硬度計 」	1台	1時間につき990円	に改め、	
「 小型電子顕微鏡 」	1台	1時間につき2,700円	に改め、	
「 動的粘弾性測定装置 」	1台	1時間につき1,480円	に改め、	

同表分析機器の項中

「 \_\_\_\_\_ 」

赤外分光光度計	1台	1時間につき1,230円
---------	----	--------------

を

赤外分光光度計	1台	1時間につき1,190円
---------	----	--------------

に改め、

電気泳動装置	1台	1時間につき1,250円
--------	----	--------------

及び

X線光電子分光分析装置	1台	1時間につき8,120円
-------------	----	--------------

ビタミンC計	1台	1時間につき1,530円
--------	----	--------------

を削り、

エネルギー分散型X線分析装置（SEM使用を含む。）	1台	1時間につき3,530円
---------------------------	----	--------------

を

エネルギー分散型X線分析装置（SEM使用を含む。）	1台	1時間につき3,530円
---------------------------	----	--------------

ICP質量分析装置	1台	1時間につき4,200円
-----------	----	--------------

に改め、

燃焼-イオンクロマトグラフ装置	1台	1時間につき2,330円
-----------------	----	--------------

同表加工機器の項中

細胞融合装置	1台	1時間につき1,250円
--------	----	--------------

、

流動造粒機	1台	4時間につき1,590円
-------	----	--------------

超純水製造装置	1台	1日につき1,030円
---------	----	-------------

、

スプレードライヤー	1台	1時間につき1,430円
-----------	----	--------------

及び

遠赤外線乾燥試験装置	1台	1時間につき790円
------------	----	------------

を削り、

精油成分抽出用減圧蒸留装置	1台	1時間につき1,310円
---------------	----	--------------

を

精油成分抽出用減圧蒸留装置	1台	1時間につき1,310円
---------------	----	--------------

柑橘果皮用スライサー	1台	1時間につき600円
------------	----	------------

に改め

る。

別表第2 定量分析の項中

特殊機器による定量分析	蛍光X線分析		1試料	12,270円
	ガスクロマトグラフ又は液体クロマトグラフ	簡易なもの	1試料	13,480円
		一般的なもの	1試料	27,120円
		特殊なもの	1試料	58,990円
	固体発光分析	一般的なもの	1試料	6,710円
		特殊なもの	1試料	12,520円
	赤外線式炭素硫黄分析		1試料	4,090円
	元素分析		1試料	3,640円
	X線光電子分光分析	表面分析	1箇所	1成分につき22,830円
		マッピング	1箇所	20,930円
		深さ分析	1箇所	41,670円
	脂肪酸分析		1試料	13,610円
	アスベスト試験		1件	26,670円
微量成分分離分取高速システムによるもの		1試料	13,970円	
機能性成分高速分析XLCシステムによるもの		1試料	13,970円	

を

特殊機器による定量分析	蛍光X線分析		1試料	10,580円
	ガスクロマトグラフ又は液体クロ	簡易なもの	1試料	13,480円
		一般的なもの	1試料	27,120円

マトグラフ	特殊なもの	1 試料	58,990円
	一般的なもの	1 試料	6,710円
固体発光分析	特殊なもの	1 試料	12,520円
赤外線式炭素硫黄分析		1 試料	4,090円
元素分析		1 試料	3,640円
脂肪酸分析		1 試料	13,610円
微量成分分離分取高速システムによるもの		1 試料	13,970円
機能性成分高速分析XLCシステムによるもの		1 試料	13,970円
燃焼-イオンクロマトグラフ装置によるもの		1 試料	9,120円（ISO/IEC17025認定マークを必要とする場合は、10,240円）

に改め、同表機械金属材料試験の項中「1項目（5箇所以下）につき1,490円」を「1項目につき2,140円」に、「1項目（6箇所以上）につき2,490円」を「1項目につき3,920円」に、

圧縮試験	1 試料	1 項目につき4,780円（1試料につき1項目増すごと又は1項目につき1試料増すごとに880円を加算する。）
------	------	--

圧縮試験	1 試料	1 項目につき4,780円（1試料につき1項目増すごと又は1項目につき1試料増すごとに880円を加算する。）
動的粘弾性測定試験	1 試料	6,410円

に、

組織試験	顕微鏡組織写真	1 試料	1 枚（手札型まで）につき2,950円
	肉眼組織写真及びサルファプリント	1 試料	1 枚（手札型まで）につき1,010円
	写真焼増し	1 枚	340円
	黒鉛球状化率測定試験	1 試料	1 項目につき3,190円

を「

組織試験	顕微鏡組織写真	1 試料	1 枚（手札型まで）につき2,950円
	肉眼組織写真及びサルファプリント	1 試料	1 枚（手札型まで）につき1,010円
	写真焼増し	1 枚	340円
	黒鉛球状化率測定試験	1 試料	1 項目につき3,190円
	走査電子顕微鏡組織写真	1 試料	5,470円
	エネルギー分散型X線分析（簡易）	1 試料	6,870円

に改め、

真円度測定試験	1 試料	1 項目につき2,700円
---------	------	---------------

を削り、同表窯業材料試験の項中

冷凍融解	1 試料	1 項目につき20,150円
走査電子顕微鏡組織写真	1 試料	10,890円

を削る。

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行後においてこの規則による改正前の高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定により納付すべき使用料及び手数料については、なお従前の例による。

告 示

高知県告示第160号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、知事の権限に属する事務を次のとおり委任する。

平成27年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

1 委任する事務

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に関する次に掲げる事務

(1) 子ども・子育て支援給付のうち子どものための教育・保育給付に関する調査等（法第15条第1項及び第2項）

(2) (1)に掲げる事務のほか、子ども・子育て支援給付に関する事務

(3) 特定教育・保育施設の利用定員の設定等に係る市町村長からの協議（法第31条第3項（法第32条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第32条第3項並びに子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）第27条（府令第29条において準用する場合を含む。））

(4) 同一の特定教育・保育施設の設置者について2以上の市町村長が連絡調整又は援助を行う場合における当該市町村長相互間の連絡調整及び当該特定教育・保育施設の設置者に対する助言その他の援助（法第37条第2項）

(5) 特定教育・保育施設の設置者が適正な教育・保育施設の運営をしていないと市町村長が認める旨及び市町村長が特定教育・保育施設の設置者に対して措置命令をした旨の市町村長からの通知の受理（法第39条第2項及び第5項）

(6) 特定教育・保育施設の設置者が適正な教育・保育施設の運営をすることができなくなったことの認定（法第40条第1項第2号）

(7) 特定教育・保育施設の確認等に係る市町村長からの届出の受理（法第41条）

(8) 同一の特定地域型保育事業者について2以上の市町村長が連絡調整又は援助を行う場合における当該市町村長相互間の連絡調整及び当該特定地域型保育事業者に対する助言その他の援助（法第49条第2項）

(9) 特定地域型保育事業者の確認等に係る市町村長からの届出の受理（法第53条）

(10) 業務管理体制の整備に関する事項に係る特定教育・保育提供者からの届出の受理等（法第55条第2項第3号及び第3項から第5項まで並びに府令第43条）

(11) (10)の届出を行った特定教育・保育提供者に対する報告の徴収及び立入検査等（法第56条第1項から第4項ま

で）  
 (12) (10)の届出を行った特定教育・保育提供者に対する措置勧告及び措置命令等（法第57条及び府令第45条）  
 (13) その提供する教育・保育に係る教育・保育情報に係る特定教育・保育提供者からの報告の受理等（法第58条並びに子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第12条及び府令第46条から第50条まで）  
 (14) (3)から(13)までに掲げる事務のほか、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に関する事務

2 委任する相手方

高知県教育委員会

3 委任する年月日

平成27年4月1日

高知県告示第161号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成27年3月31日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道

2 路線名 仁井田竹中

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市仁井田字下吹井2893番1地先から高知市仁井田字西水主3130番2まで	前	4.5 }	44
		6.8	
高知市仁井田字下吹井2893番1から高知市仁井田字西水主3131番1まで	B	17.4 }	62
		26.9	
高知市仁井田字下吹井2893番1地先から高知市仁井田字西水主3130番2まで	A	4.5 }	44
		6.8	
高知市仁井田字下吹井2893番1から高知市仁井田字西水	後	17.4 }	62
	B	26.9	

主3131番1まで			
高知市仁井田字下吹井2893番1から高知市仁井田字西水主3130番2まで	C	7.9 }	78
		24.4	

高知県告示第162号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成27年3月31日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道

2 路線名 谷地日下停車場

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐市谷地字クボタ468番2から土佐市谷地字石神573番1まで	前	3.6 }	280
		15.5	
	後	4.2 }	280
		19.4	

高知県告示第163号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成27年3月31日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道

2 路線名 仁井田竹中

3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高知市仁井田字下吹井2893番1から	78	平成27年3月31日

高知市仁井田字西水主3130番2まで	日
--------------------	---

高知県告示第164号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成27年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
県道高知伊予三島	高知市本宮町字中山200番から 高知市鳥越字六月カイ田14番3まで
県道高知北環状	高知市鳥越字六月カイ田15番1から 高知市薮野中町1380番1まで
県道梅ノ辻朝倉	高知市鴨部二丁目1461番8から 高知市鴨部高町137番1まで

2 指定する期日

平成27年4月1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上及び縦寸法0.12メートル以上又は横寸法0.12メートル以上及び縦寸法0.23メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがある

ので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

公 告

農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人高知県農業公社から申請があった農用地利用配分計画について、次のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の認可をした。

平成27年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

1 農用地利用配分計画の概要

- (1)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称  
安芸市本町四丁目6番地25  
菊水酒造株式会社 代表取締役 春田 忠
- イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番  
幡多郡黒潮町田野浦字中ノ谷17番、18番及び127番
- (2)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称  
宿毛市宇須々木36番地  
有限会社大串農園 代表取締役 大串 謙二
- イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番  
幡多郡黒潮町田野浦字西間3247番、3386番、3387番、3388番、3389番、3436番及び3444番並びに字塩入3511番、3512番及び3513番

2 認可年月日

平成27年3月31日

農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人高知県農業公社から申請があった農用地利用配分計画について、次のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の認可をした。

平成27年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

1 農用地利用配分計画の概要

- (1) 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称  
土佐市高岡町丙583番地1 マリバール1番館102  
近澤 竜也
- (2) 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番  
土佐市新居字学校裏1208番及び1210番、字吉川3712番、3713番及び3719番、字新堀3922番並びに字吉田前5177番、5192番、5203番、5211番1及び5215番

2 認可年月日

平成27年3月31日

農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人高知県農業公社から申請があった農用地利用配分計画について、次のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の認可をした。

平成27年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

1 農用地利用配分計画の概要

- (1)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称  
土佐市高岡町丁862番地  
横川 秀雄
- イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番  
土佐市蓮池字明王院ノ後1285番、1286番、1287番及び1288番並びに字馬場ノ内1896番及び1897番
- (2)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称  
高岡郡四万十町藤ノ川森ノ山240番地21  
農事組合法人藤ノ川ファーマーズ 代表取締役 池田 拓也
- イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番  
高岡郡四万十町八千数字仲ノ前914番、915番、923番及び924番並びに藤ノ川字宝山952番、953番、954番、958番、961番、966番、967番、974番、975番、976番、977番、978番、979番、980番1及び982番1、字新田1016番1、1017番、1018番1、1019番1、1020番1、1021番1、1033番、1034番、1039番、1040番、1041番1、1050番及び1051番、字中ノ丸1114番、1115番、1118番、1123番、1124番及び1128番、字井ノ川1345番、1346番及び1357番、字下切1193番並びに字岡崎1309番及び1310番
- (3)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称  
高岡郡四万十町藤ノ川133番地  
前田 克誠
- イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番  
高岡郡四万十町藤ノ川字宝山971番、字新田1022番1、字正治口1091番1、1092番1、1093番1及び1097番1並びに字中ノ丸1127番
- (4)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称  
高岡郡四万十町仁井田342番地  
片岡 源造
- イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番  
高岡郡四万十町藤ノ川字岡崎1296番、1297番、1298番、1300番、1301番及び1304番
- (5)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称  
高岡郡四万十町数神681番地

国広 直司

イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番  
高岡郡四万十町藤ノ川字堂ノ前387番1、字正治口1096番1及び1099番1、字本田1160番、1161番、1162番及び1164番、字井ノ川1339番並びに字下藤1405番、1406番、1409番、1410番、1413番1及び1414番

(6)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称  
高岡郡四万十町親ヶ内211番地  
東 雅洋

イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番  
高岡郡四万十町八千数字仲ノ前913番並びに藤ノ川字正治口1100番及び1101番1並びに字本田1165番、1168番、1169番、1170番及び1171番

(7)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称  
高岡郡四万十町平野560番地1  
農事組合法人ひらの 代表取締役 国枝 政澄

イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番  
高岡郡四万十町藤ノ川字下藤1395番

(8)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称  
高岡郡四万十町影野670番地  
有限会社源水 代表取締役 高橋 美津子

イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番  
高岡郡四万十町興津字中新開3177番、字芳ヶ谷3201番、3202番、3203番、3204番、3205番、3206番、3207番、3212番及び3223番、字松崎3288番、3289番及び3290番並びに字新川3314番

2 認可年月日  
平成27年3月31日

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定による高知県土地利用基本計画を平成27年3月4日に変更したので、同条第14項において準用する同条第13項の規定に基づきその要旨を次のとおり公表する。

なお、その関係図書は、高知県土木部用地対策課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成27年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

高知県土地利用基本計画図に係る変更の要旨  
森林地域 南国市及び香美市において変更した。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。  
平成27年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成27年2月27日 26高西土第2086号	(1工区) 土佐市蓮池字田中 533番ほか	須崎市大谷915番地30 社会福祉法人須崎 育成協会 理事 塚地 久夫

-----  
そ の 他  
-----

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第47条第1項の規定に基づき高知県に代わって県営住宅（高知県営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年高知県条例第3号）第2条第3号に規定する従前居住者用住宅を除く。）及び共同施設（同条第4号に規定する従前居住者用住宅に係る共同施設と同等と認められる施設を除く。）（以下「県営住宅等」という。）の管理を行うこととなったので、同法第47条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年3月31日

高知県住宅供給公社理事長 奴田原 稔

- 1 高知県に代わって県営住宅等の管理を行う地方住宅供給公社の名称  
高知県住宅供給公社
- 2 高知県住宅供給公社が高知県に代わって管理を行う県営住宅等の名称

団地名	位置
鏡水	高知市上町四丁目
大津	高知市大津
若草町	高知市若草町
若草南	高知市若草南町
介良	高知市介良
船岡	高知市神田
小高坂三の丸	高知市平和町

宇治	吾川郡いの町
長浜馬場の西	高知市長浜
柳ノ内	室戸市室津
行当	室戸市元
土佐山田	香美市土佐山田町
鏡川	高知市鴨部一丁目
潮江	高知市小石木町
船岡南	高知市神田
桜ヶ丘	安芸市桜ヶ丘町
沖田	高知市朝倉
別所山	香南市赤岡町
日高	高岡郡日高村
元	室戸市元
十津南	高知市十津五丁目
春野	高知市春野町内ノ谷
天神南	安芸郡奈半利町
鏡野	香美市土佐山田町神母ノ木
窪川	高岡郡四万十町
奈半利	安芸郡奈半利町
佐喜浜	室戸市佐喜浜町
蒲原	南国市岡豊町蒲原
赤岡	香南市赤岡町

安芸東	安芸市川北
野根	安芸郡東洋町
横浜	高知市横浜新町二丁目
田野	安芸郡田野町
南国	南国市小籠二丁目
中村	四万十市中村丸の内
桜川	須崎市押岡
吉川	香南市吉川町吉原
土佐	土佐市蓮池
清水	土佐清水市幸町
赤岡東	香南市赤岡町
十市	南国市緑ヶ丘一丁目
佐川	高岡郡佐川町
日高東	高岡郡日高村
宿毛	宿毛市平田町
宝永	安芸市宝永町
中村北	四万十市安並
鴨部	高知市鴨部二丁目
奈半利東	安芸郡奈半利町
佐賀	幡多郡黒潮町
本山	長岡郡本山町
横浜第二	高知市横浜新町一丁目
田野西	安芸郡田野町

土佐南	土佐市蓮池
吉川西	香南市吉川町吉原
羽根	室戸市羽根町
野根第二	安芸郡東洋町
大方	幡多郡黒潮町
菜生	室戸市室戸岬町
竹島	高知市南竹島町
朝倉	高知市朝倉本町一丁目
羽根第二	室戸市羽根町

- 3 高知県住宅供給公社が高知県に代わって行う県営住宅等の管理の内容  
 (1) 公営住宅法第47条第3項各号（第4号、第6号及び第7号を除く。）に掲げる業務  
 (2) 県営住宅等の整備及び改修に関する業務並びに(1)に掲げる業務に付随する業務
- 4 高知県住宅供給公社が高知県に代わって県営住宅等の管理を行う期間  
 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

~~~~~

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第47条第1項の規定に基づき日高村に代わって村営住宅等（日高村営住宅設置及び管理に関する条例（平成9年日高村条例第22号）第2条第1号に規定する村営住宅及び同条第3号に規定する共同施設をいう。以下同じ。）の管理を行うこととなったので、同法第47条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年3月31日

高知県住宅供給公社理事長 奴田原 稔

- 1 日高村に代わって村営住宅等の管理を行う地方住宅供給公社の名称  
 高知県住宅供給公社
- 2 高知県住宅供給公社が日高村に代わって管理を行う村営住宅等の名称

|     |    |
|-----|----|
| 団地名 | 位置 |
|-----|----|

|            |                   |
|------------|-------------------|
| 村営住宅西ノ越住宅  | 高岡郡日高村本郷3,352番地2  |
| 村営住宅国岡団地A棟 | 高岡郡日高村下分3,092番地2  |
| 村営住宅国岡団地B棟 | 高岡郡日高村下分3,092番地2  |
| 村営住宅馬越団地   | 高岡郡日高村沖名1,085番地   |
| 村営住宅夢団地    | 高岡郡日高村本村24番地1     |
| 村営住宅清水田団地  | 高岡郡日高村本郷1,604番地11 |

- 3 高知県住宅供給公社が日高村に代わって行う村営住宅等の管理の内容  
 (1) 公営住宅法第47条第3項各号（第4号、第6号及び第7号を除く。）に掲げる業務  
 (2) 村営住宅等の整備及び改修に関する業務並びに(1)に掲げる業務に付随する業務
- 4 高知県住宅供給公社が日高村に代わって村営住宅等の管理を行う期間  
 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで